

2020年12月号

発行：建交労 No.201

岐阜農林建設連合支部

〒501-4234

郡上市八幡町五町1-4-15

電話 0575-67-1582

# 建交労 ひかい

## すべての労災・職業病の根絶をめざす

# 一人でも多くの仲間を組合へ！

# 12月～3月は組織拡大強化月間

あなたも  
建交労へ加入を

すべての労災・職業病の根絶を



建交労とは  
職業病とは  
じん肺とは  
じん肺健康管理区分

アスベストとは  
騒音性難聴の労災認定

岐阜農林建設連合支部

みなさんのまわりで振動病・じん肺・難聴に罹患して困って見える方はみえませんか。労災職業病にかかっても労災保険制度を知らずに耐えている人にリーフレットを利用して声かけをお願いします。組合事務所にご連絡いただければ専従職員が労災保険制度について詳細に説明します。特に冬期は、寒さのためじ

ん肺や振動病に罹患した方は、自覚症状が悪化する時期です。そのため毎年、12月から3月を組織拡大強化月間として取り組んでいます。組合員数を増やし団結した「数の力」で、補償内容の後退を許さず自分たちの権利を守りましょう。

わかりやすいリーフレットですご活用してみてください

# 労災補償の 現状について

コロナ禍など経済情勢が混とんとした中、労災補償を取り巻く現況は厳しさを増していると言わざるをえません。

## 〈じん肺、肺がん合併の死亡でも遺族年金不支給〉

じん肺の遺族年金は、じん肺死した場合支払われることとされています。じん肺死とは、死亡とじん肺、合併症に深い関係があることをいいます。

原発性肺がんは、命にかかわる悪性疾患であり、じん肺の法定合併症に定められているようにじん肺と密接な関係があります。肺がんで死亡された場合、遺族

年金が認められなければならないりません。

ところが最近、肺がんで亡くなられても、「肺がんではなく、誤嚥性肺炎での死亡」等の理由をつけて遺族年金を認めないケースが増えています。

## 〈振動病の通院費を認めない〉

### 認めない

通院している病院が被災者の居住地する市町村でないとして、通院費を認めないケースがありました。自宅から近い病院で療養していた一番願っているのは患者さんではないでしょうか。しかし、振動病を診断し治療できる医療機関が住まいの近くにないから居住地外に通院しているのです。そういうした事情を考ることなく不支給決定をおこなうと

いうのは、これまででありませんでした。

## たたかってこそ 権利は守れる

建交労の歴史を通じて、たたかってこそ権利が守れることがわかります。

たとえば、振動病の認定基準にFSBP値を取り入れる動きがありました。ところが、レイノール現象が現れるような典型的な振動病患者さんでもFSBP値が正常な方が多くみえることがわかりました。私たちは、団結して闘い、認定基準の改善をゆるしませんでした。しつかりと遺族年金が認定されるなど補償の充実をさせるために、団結して闘う必要があります。

・取り組みの紹介  
東濃分会では、組合員の

みなさんの紹介で新しい仲間を増やしてきました。高橋さんや山岡さんから「酸素吸入しているほどえらそうな人がいるから、組合に連絡するよう声をかけたよ」と連絡がありました。さっそくKさんに連絡。

タイトル製造作業に従事されていましたが、昨年、呼吸が苦しくなり県立多治見病院に検査入院したとのこと。診断書をみるとじん肺症と記載がありました。ところが、これまで管理区分申請をしたことがなく、健康保険で治療されていました。じん肺管理区分申請し労災決定をめざすことになりました。

お二人の組合員さんの声がけから新しい仲間を迎えることができました。

# 労災 1ヶ月以内の 早期認定勝ち取る!

Ｔ さんは21年間にわたりトンネル坑夫としてトンネル建設に従事していました。以前、S 労働基準監督署にて振動障害で労災認定されましたが、症状固定治療として打ち切られてしまいました。

振動障害で療養中にも咳や痰の症状が続いたため、2014年にじん肺管理区分申請をおこなったところ、管理区分1決定でした。その後、症状が悪化しましたが、主治医は「じん肺結節あり、管理区分2には至らず」との診断でした。主治医からの診断書を得られなかったため2020年2月、浜松佐藤町診療所を受診し、

M 医師から「管理区分2相当」と診断されたので、2020年5月岐阜局にじん肺管理区分申請を行いました。そして同年7月、管理区分2決定となりました。早速、事業主証明などの準備を行い、2020年9

月10日にS 労働基準監督に労災申請を行いました。そして9月24日に労災認定され、申請から1か月以内の早期決定となりました。理由として、じん肺管理区分申請時に痰の性状等、続発性気管支炎の検査も実施していたため、管理区分決定通知書の療養の要否欄に要となっていたこと。また以前振動障害申請時と最終

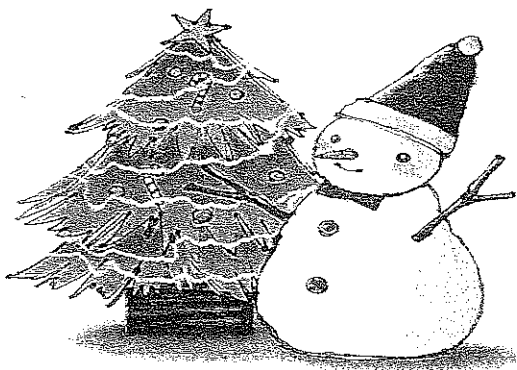
現場が同様であったことなどが考えられます。監督署の担当者も振動障害の認定時の資料がしっかり作成されていたため、決定に向けての作業が早くできたと言います。更にコロナ感染予防のため本人聞き取りを実施しなかつたためこのような期間で認定出来たのだと思います。

Ｔさんも、「毎日の咳や痰、息苦しきがあるのになかなかじん肺だと認めてもらえず不安だったが、これで安心して療養ができる」と喜ばれました。

労災決定までスムーズに運べて良かったです。苦労したのは、主治医がじん肺管理区分2に至らないと診断していたことです。本人には自覚症状があつたため他の医師の診断を受けたこ

とで労災決定をすることができました。本人の訴えに耳をかたむけあきらめずによかつたと思えました。

ただ発病年月日については診断書において本来、喀痰検査日である3月21日となるが、胸部の検査日である5月21日になっていくため、この問題の解決に向けて現在取り組んでいます。



## 2020年11月の活動報告

## 経過

- |       |             |               |
|-------|-------------|---------------|
| 11/2  | 主治医面談(金岡さん) | @藤掛病院         |
| 11/6  | 第21回定期大会    | @郡上市文化センター    |
| 11/10 | 不服審査請求聞き取り  | @高山監督署        |
| 11/11 | 主治医面談(山岡さん) | @前川ファミリークリニック |
| 11/12 | 意見書について相談   | @光陽クリニック      |
| 11/17 | 意見書について相談   | @なかしまクリニック    |
| 11/19 | 〃           | @浜松佐藤町診療所     |
| 11/20 | 新規聞き取り      | @笠原町          |

## 2020年12月の予定

## 予定

- |       |                        |                      |
|-------|------------------------|----------------------|
| 12/2  | 神岡じん肺2陣訴訟 口頭弁論         | @名古屋高等裁判所            |
| 12/3  | 第2回執行委員会               | @郡上市文化センター           |
| 12/7  | 主治医面談(遺族年金について)        | @久美愛病院               |
| 12/10 | 神岡じん肺訴訟 原告団会議          | @古川町中央公民館            |
| 12/11 | 神岡じん肺訴訟 闘争本部会議<br>新規検査 | @郡上市文化センター<br>@笠原診療所 |
| 12/17 | 意見書について相談              | @浜松佐藤町診療所            |

娘婿は、東京生まれの東京育ち。都会っ子だからなのか自然を感じたいとキャンプにどはまり中である。たぶんキャンプ場より山奥の我が家に来た時も、せつせと裏の畑で焚き火をして、手のひらほどの小さいやかんで湯を沸かしてコーヒを飲んで喜んでいた。「お父さん、見て下さいよ。これS(新潟の某キャンプ用品メーカー)のですよ!」と自慢すると、夫は「なんやい、そいつはき〇たまやかんって言うんや」と下品なことをいう。小さな斧も婿の自慢の一品。「Sのはカッコいいんですよね」

「そんな小っさいもん使えんぞ。こういうナタがええんじゃ」と夫も負けじと見せびらかす。漫才コンビみたいな二人。娘と私が炬燵にどっぷりとつかっていると、婿の叫び声があった。何事かと外を見ると、夫が大きなトノサマバッタを捕まえて婿を追っている。虫が苦手な婿は全速力で疾走し、それを初老の夫が全力で追っかけている。「キャンパーなら虫ぐらい慣れないかんと」

思っている。それでも、休日中べったり。夫はちよつとだけ娘をとられた心の痛みをかかえているから意地悪しても許してやってね。

## 編集後記

編集委員

兼山